

= 自転車 J I S 改正（案）に対する意見募集について =

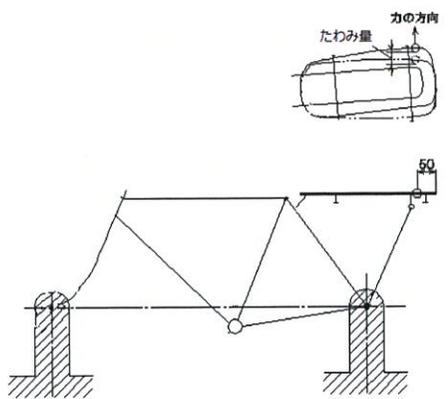
当協会は、J I S 原案作成団体として、今般、下記の自転車 J I S 規格（3 規格）について、業界有識者で構成する「J I S 調査分科会」において、具体的改正内容を十分審議・検討した上で、最終改正（案）を取りまとめました。

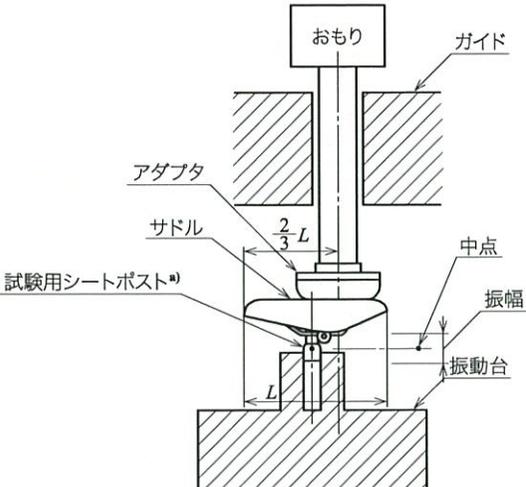
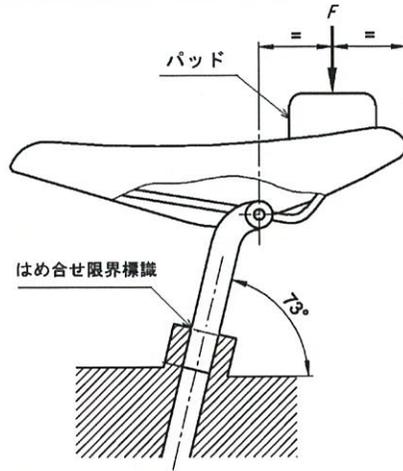
つきましては、この改正（案）に対して、広く業界の皆様からご意見をいただきたく、下記の要領によりパブリックコメントを募集いたしますので、是非とも忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

なお、改正（案）は新旧 J I S 対比表を作成の上、当協会・技術研究所のホームページ (<http://www.jbtc.or.jp>) に掲載いたしております。

意見募集 対象規格	<ul style="list-style-type: none">・ J I S D 9 3 0 1（一般用自転車）・ J I S D 9 1 1 5（電動アシスト自転車—設計指針）・ J I S D 9 4 5 3（自転車—リヤキャリア及びスタンド）・ 統廃合を検討中の J I S
意見募集 期 間	平成 2 4 年 3 月 3 0 日（金）～ 4 月 2 7 日（金）
意見募集 方 法	会社名、担当者名、連絡先等を必ず明記の上、下記宛に文書又はメールで送信願います。（様式問わず）
送付及び 問合せ先	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3 - 3 （財）自転車産業振興協会 技術研究所 T E L 072-238-8731 F A X 072-238-8271 e-mail webmaster@jbtc.or.jp
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 皆様から頂いたご意見（コメント）につきましては、必要に応じて内容を検討させていただきます。・ 本原案は規格の最終版ではありません。したがって、今後の審議過程で内容が変更する場合があります。

J I S 改正対比表 (現行 J I S と改正案)

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 3 0 1 (一般用自転車)		D 9 3 0 1 (一般用自転車)	<p>〔改正案のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレームとリヤキャリアを組み合わせた静的強度試験を追加 ・ サドルの耐久性試験を疲労試験に変更 (D 9 4 3 1 に整合) ・ 取扱説明書にシート止めリヤキャリアの取付けの注意喚起を追加 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>5.17 リヤキャリアの静的強度</p> <p>シティ車用のリヤキャリアの静的強度は、7.16 の試験を行ったとき、リヤキャリアのたわみ量は 25 mm 以下でなければならない。</p> <p>7.16 リヤキャリアの静的強度試験</p> <p>フレーム及びリヤキャリアを、図 52 のようにリヤキャリアが水平になるように前後ハブ軸で固定する。リヤキャリアの後部から 50 mm の位置にリヤキャリアの最大積載質量と同等 (例えば、クラス 27 のものは $27 \times 10 = 270 \text{ N}$) の力を、キャリアプラットホームの側部に 1 分間加える。力を取り除いてたわみ量の基準点を設定し、再びリヤキャリアの最大積載質量と同等の力を 1 分間加えたときの力点のたわみ量を測定する。</p> <p style="text-align: right;">単位 mm</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 52—リヤキャリアの静的強度試験</p>

規格	現行 J I S	規格	改正案
D9301 (一般用自転車)	<p>7.12.2 耐久性</p> <p>サドルを、図 41 のように座面を水平にして振動試験機に固定し、トップ上面に質量 80 kg のおもりを載せ、全振幅 16 mm の振動を毎分 150 回の割合で垂直に 120 000 回加えた後、トップ及び各部に著しい変形などの異常の有無を調べる。</p> <p>なお、おもりの質量は、アダプタなどを含む総質量とする。</p>  <p>おもりの中心がサドル全長の前端から $\frac{2}{3}$ の位置になるように固定する。 やぐらの向きは前後いずれでもよい。</p> <p>注^{a)} ポスト直付けサドルは、ポストの軸線とサドル座面との交点の位置におもりの中心がくるように固定する。</p> <p style="text-align: center;">図 41—サドル耐久性試験</p> <p>10 取扱説明書</p> <p>c) 荷物積載時の注意及び警告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 積載する荷物の重さ及び大きさの限度 2) リヤキャリアの取付けの可否及び適合するリヤキャリアの質量別クラスの表示 3) キャリヤ及びバスケットの使用上の注意 	D9301 (一般用自転車)	<p>7.12.2 疲労試験</p> <p><u>サドルの疲労試験は、シートポストを軸を水平位置に対して 73° の角度で傾斜させ、はめ合わせ限界標識の位置で固定する。サドルをシートポスト上にはめ込み、サドル上面が水平になり、かつサドルの位置が最も後方になるよう調整し、製造業者が推奨するトルクでクランプを締め付ける。トップの局所的な損傷を防止する適切なパッドを用いて、図 41 に示す位置に、1 000 N の垂直下向きの力 (F) を 4 Hz 以下の試験周波数で 200 000 回加えた後、各部の異常の有無を調べる。</u></p>  <p style="text-align: center;">図 41—サドルの疲労試験</p> <p>10 取扱説明書</p> <p>c) 荷物積載時の注意及び警告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 積載する荷物の重さ及び大きさの限度 2) リヤキャリアの取付けの可否及び適合するリヤキャリアの質量別クラスの表示 3) <u>シート止めリヤキャリアを取り付ける場合には、シートピン本体の長さが短いと確実に固定できないため、必要に応じてシートピン本体を適切な長さのものに交換する旨の注意</u> 4) キャリヤ及びバスケットの使用上の注意

規格	現行 J I S	規格	改正案																														
D 9 1 1 5 (電動アシスト自転車—設計指針)	<p>1 適用範囲</p> <p>この規格は、JIS D 9111 の表 1 に規定する一般用自転車及び三輪車に電動機を備え、その電動機は乗員のペダリングと独立して出力を発生させることなく、人力によって発生するクランク回転出力が電動機の駆動出力を比例的に発生させる構造であり、かつ、道路交通法施行規則第 9 条の 2 に規定する“普通自転車”の基準に適合する電動アシスト自転車の設計指針について規定する。</p>	D 9 1 1 5 (電動アシスト自転車—設計指針)	<p>〔改正案のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS D 9111 (自転車—分類及び諸元) で電動アシスト自転車を大分類に区分したことから適用範囲の文言を変更 <p>-----</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この規格は、JIS D 9111 の表 1 に規定する一般用自転車及び三輪車に電動機を備え、その電動機は乗員のペダリングと独立して出力を発生させることなく、人力によって発生するクランク回転出力が電動機の駆動出力を比例的に発生させる構造であり、かつ、道路交通法施行規則第 9 条の 2 に規定する“普通自転車”の基準に適合するの規定で分類される電動アシスト自転車の設計指針について規定する。</p>																														
D 9 4 5 3 (自転車—リヤキャリア及びスタンド)	<p>12.1.3 動的強度</p> <p>表 2—垂直方向の動的試験の条件</p> <table border="1" data-bbox="448 1193 909 1449"> <tr> <td>振幅</td> <td>mm</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>振動数</td> <td>Hz</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>加振部の加速度</td> <td>m/s²</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>振動回数</td> <td>回</td> <td>50000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注記 共振が生じた場合には、振動数を 10%減少させ、振幅を 23%増加して行う。</td> </tr> </table>	振幅	mm	5	振動数	Hz	7	加振部の加速度	m/s ²	9.8	振動回数	回	50000	注記 共振が生じた場合には、振動数を 10%減少させ、振幅を 23%増加して行う。			D 9 4 5 3 (自転車—リヤキャリア及びスタンド)	<p>〔改正案のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動的強度試験の試験回数を 50000 回から 100000 回に変更 ・ 取扱説明書でシート止めリヤキャリアの取付けに関する注意喚起、幼児用座席の取付けに関する注意喚起を追加 ・ キャリアの形状(種類)にパイプ製を追加 <p>-----</p> <p>12.1.3 動的強度</p> <p>表 2—垂直方向の動的試験の条件</p> <table border="1" data-bbox="1469 1201 1930 1487"> <tr> <td>振幅</td> <td>mm</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>振動数</td> <td>Hz</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>加振部の加速度</td> <td>m/s²</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>振動回数</td> <td>回</td> <td>50000 100 000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注記 共振が生じた場合には、振動数を 10%減少させ、振幅を 23%増加して行う。</td> </tr> </table>	振幅	mm	5	振動数	Hz	7	加振部の加速度	m/s ²	9.8	振動回数	回	50000 100 000	注記 共振が生じた場合には、振動数を 10%減少させ、振幅を 23%増加して行う。		
振幅	mm	5																															
振動数	Hz	7																															
加振部の加速度	m/s ²	9.8																															
振動回数	回	50000																															
注記 共振が生じた場合には、振動数を 10%減少させ、振幅を 23%増加して行う。																																	
振幅	mm	5																															
振動数	Hz	7																															
加振部の加速度	m/s ²	9.8																															
振動回数	回	50000 100 000																															
注記 共振が生じた場合には、振動数を 10%減少させ、振幅を 23%増加して行う。																																	

規格	現行 J I S	規格	改正案																								
D 9 4 5 3 (自転車 ー リ ヤ キ ャ リ ヤ 及 び ス タ ン ド)	<p style="text-align: center;">表 3－側方動的試験の条件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>振れ角</td> <td>°</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>振動数</td> <td>Hz</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>加振部の加速度</td> <td>m/s²</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>振動回数</td> <td>回</td> <td>50000</td> </tr> </table> <p>14.1 キャリヤの取扱説明書 キャリヤの取扱説明書には、次の事項を記載する。</p> <p>a) 当該キャリヤの積載質量及び自転車への取付けの可否は、自転車の取扱説明書に従う旨の指示。</p> <p>b) キャリヤの自転車への取付方法及び取付位置並びに締付工具の推奨トルク。</p> <p>c) 幼児用座席の取付けの可否。</p>	振れ角	°	10	振動数	Hz	1	加振部の加速度	m/s ²	2.6	振動回数	回	50000	D 9 4 5 3 (自転車 ー リ ヤ キ ャ リ ヤ 及 び ス タ ン ド)	<p style="text-align: center;">表 3－側方動的試験の条件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>振れ角</td> <td>°</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>振動数</td> <td>Hz</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>加振部の加速度</td> <td>m/s²</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>振動回数</td> <td>回</td> <td>50000 100 000</td> </tr> </table> <p>14.1 キャリヤの取扱説明書 キャリヤの取扱説明書には、次の事項を記載する。</p> <p>a) 当該キャリヤの積載質量及び自転車への取付けの可否は、自転車の取扱説明書に従う旨の指示。</p> <p>b) キャリヤの自転車への取付方法及び取付位置並びに締付工具の推奨トルク。<u>また、シート止めキャリヤを取り付ける場合にシートピン本体の長さが短いと確実に固定できないため、必要に応じてシートピン本体を適切な長さのものに交換する旨の注意。</u></p> <p>c) 幼児用座席の取付けの可否。<u>また、幼児用座席を取り付ける時に、キャリヤ又は幼児用座席の取付け部が変形、がたつきなどで確実に固定できない場合には、幼児用座席を取り付けてはならない旨の注意。</u></p>	振れ角	°	10	振動数	Hz	1	加振部の加速度	m/s ²	2.6	振動回数	回	50000 100 000
振れ角	°	10																									
振動数	Hz	1																									
加振部の加速度	m/s ²	2.6																									
振動回数	回	50000																									
振れ角	°	10																									
振動数	Hz	1																									
加振部の加速度	m/s ²	2.6																									
振動回数	回	50000 100 000																									
		統 廃 合 を 検 討 中 の J I S	<p>D 9 3 0 1（一般用自転車）にフレームとリヤキャリヤを組み合わせた静的試験を新たに追加することに伴い、D 9 4 0 1（フレーム）にも同様に静的試験の追加を検討した。</p> <p>その前提としてフレームに取り付ける試験用キャリヤ（治具）の仕様を決める必要があるが、治具の形状、材質、線径などを詳細に規定することは困難であることが判明したことから、完成車規格である D 9 3 0 1 で規定化することを基本方針とした。</p> <p>したがって、D 9 4 0 1（フレーム）と D 9 4 0 2（前ホーク）は、D 9 3 0 1 に統合することを前提に廃止の方向で検討中。</p> <p>（J I S の統廃合については、新 J I S マーク制度の認証・個別審査事項にも関連するため、現在、関係各方面と調整中）</p>																								